

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	法令の番号	昭和63年12月23日 法律第99号				
不利益処分の種類	遊漁船業団体の指定の取消し	根拠条項	第27条				
処分基準	遊漁船業団体が、第二十六条の規定による命令に違反したとき						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次No.	